

官立長崎師範学校

平田宗史

(1982年9月6日受理)

(一) はじめに

文部省は、学制期に、各大学区の本部に、官立師範学校を設立し、わが国の小学校教員養成の普及を図った。第五大学区に属する九州地方の本部である長崎に設立されたのが、官立長崎師範学校である。

これまで官立東京師範学校を中心とした官立師範学校の研究はあるけれども、官立長崎師範学校を直接対象にした研究は皆無である。

本研究は、この官立長崎師範学校の実態を明らかにするのが目的である。すなわち、官立長崎師範学校が、どういう過程で設立され、どういう小学校教員養成教育を行ない、どういう過程で廃止されるようになり、わが国の教育史上、どういう意味をもっていたのかを考察するのをねらいとする。

(二) 設立過程と教職員組織

明治政府の指導者には、欧米先進諸国に匹敵する近代日本国家を設立するには、一般民衆の啓蒙と教化こそが急務であるとの考えがあつて、そのため、明治政府は、教育普及のために、種々の方策を実施したが、全国的な統一的な教育制度を立案したのは、明治4年7月、文部省が設立されてからである。設立されるや、文部省は、欧米諸国の教育制度の調査にとりかかり、明治5年8月、わが国最初の近代的教育制度である学制を公布した。

この学制で重要なことの一つは、国民教育の直接の担い手である小学校教員の資格について規定し、小学校教員を養成する師範学校の設置の急務なることを強調している点である。わが国には教員を意図的に養成する考えはなかつたけれども、明治4年12月頃、すなわち文部省が学制の調査にとりかかった頃、この考えが登場し、太政官へ学制原案が提出された明治5年3月頃には、文部省は、それを確認した。そして、学制の公布が時間の問題となった明治5年4月22日、文部省は、『小学教師教導場ヲ建立スルノ伺』を正院に

提出し、種々問題があつたけれども、正院の許可を得て、明治5年5月15日、東京に官立師範学校が設立されることとなった²⁾。官立師範学校開設にあたって、大きな問題が二つあつた。それは、教場と教師を確保することである。しかし、教場は、旧昌平校を利用することとし、教師は、南校の御雇教師米人エム・エム・スコット、教師と生徒との通弁官として坪井玄道を採用し、明治5年8月には、生徒募集を終え、翌9月から、授業が開始されたのである。明治6年7月、東京の官立師範学校の第一回入学生53名のうち10名が卒業した³⁾。しかし、学制が実施されつつあるとき、「其教員ニ置シキヨリ地方ノ之(筆者註:官立師範学校卒業生)ヲ申請スル渴者ノ水ニ於ルカ如シ然レトモ有限ノ生徒ヲ以テ無限ノ求需ニ応スル能ハス」⁴⁾という実情であつた。したがって、東京の官立師範学校の外に、各大学区の本部毎に官立師範学校を設立する必要が生じてきた。しかしながら、「一時各所ニ師範学校ヲ置クハ、費用ノ目途モ不相立、規則ノ成熟モ難被計候」⁵⁾ゆえに、明治6年8月、先ず、第三大学区本部の大坂府と第七大学区本部の宮城県に一校づつ、それぞれ、官立師範学校が設置されることとなった。これは、学制の『定額金伺』⁶⁾の中で、「師表学校三ヶ所營繕」「師表学校三ヶ所ヲ設」くともるように、文部省の学制作成過程での予定の行動と思われる。

東京師範学校の外に、大坂師範学校、宮城師範学校等の官立師範学校が設置されたけれども、「各地方小学ノ開業逐日旺盛ニ至リ、目今ノ景況ニテハ一校ヲ設立スルハ易ク一人ノ教師ヲ求ムルハ難キノ勢ニテ、独り教員ノ欠乏ヲ愁」⁷⁾うのが、地方の実情であつた。そこで、文部省は、明治6年12月28日、『師範学校四校設立之儀ニ付伺』⁸⁾を太政官へ提出し、翌年の2月3日、その許可を得たのである。

「先般師範学校設立之儀委詳上陳事務ノ緩急ヲ計リ先以第三大学区本部大坂府下第七大学区本部宮城県下ニ各一校ヲ開キ目下之需用ニ充テ候処、各地方小学ノ開業逐日旺盛ニ至リ、目今之景況ニテハ一校ヲ設立スルハ易ク一人ノ教師ヲ

求ムルハ難キノ勢ヒニテ、独り教員ノ欠乏ヲ愁ヒ候、抑小学普及ノ際教員如此欠乏イタシ候テハ折角興学開業セントスルモ為之ニ障碍ヲ生スルニ至ル殊ニ遺憾トスル所也、況ヤ前途学校設立スルハ一朝ニシテ成リ教員ヲ陶冶スルハ数年ヲ費スヤ是即今此校ヲ起スノ最大急務トスル処ナリ、依テ更ニ餘ノ四大学区毎本部ニ各一校ヲ開キ普ク生徒ヲ募リ学業成熟ニ随ヒ各地江派遣為致度、尤右費用ハ当省定額金ヲ以テ相弁シ可申ニ付右四校設立之儀至急御許可相成候様仕度此段相伺候也

明治六年十二月二十八日

文部少輔田中不二磨

太政大臣三條美実殿

伺之通

但大蔵省へハ其省ヨリ可致通達事

明治七年二月三日

これで、東京、大坂、宮城の外、愛知、広島、長崎、新潟にも、官立師範学校が増設されたのである。さらに、翌明治7年3月には、官立の東京女子師範学校も設立されたのであった。

官立長崎師範学校の設置が決まるや、文部省は、明治7年2月19日、文部省七等出仕長崎英語学校長渡部温の長崎師範学校兼務を命じた⁸⁾。彼は、3月28日には、「附属ノ吏員ト共ニ長崎ニ着」⁹⁾し、開校の準備をした。4月4日には、「仮ニ校務取扱所ヲ長崎外国語学校内ニ開キ諸吏員初テ校務ニ就」⁹⁾いた。5月8日には、教則を創定し、さらに同月20日には、「告文ヲ第五大学区ノ各県ニ傳ヘテ六月三十日ヲ期シ生徒一百名ヲ募ル」⁸⁾旨を布告した。6月23日には、「桶屋町光永寺ヲ以テ仮寄宿舎ト為」⁹⁾すこととし、6月末日までに応募してきた70名の応募者の入学試験を7月2日から9日までの間、行ない、7月10に、37名の者の入学を許可したのである⁸⁾。7月15日には、長崎外国語学校内に仮教場を設け、開業式を行ない、翌16日に、授業を開始した⁸⁾。

しかし、仮住いでは、いろいろと不便であったので、長崎師範学校は、明治7年8月24日、「本校ヲ長崎郡岩原郷ニ新築センコトヲ請」⁸⁾った結果、許可され、9月4日、長崎語学校の土地647坪5合、9月24日、岩原郷の土地1019坪7合5勺を払下げられ、合計1,667坪2合5勺を新築地とした⁸⁾。10月24日には、本校を仮寄宿舎(光永寺)に移し、11月5日に、長崎師範学校の新築がはじまった⁸⁾。そして、明治8年1月10日、寄宿舎が落成し、2月20日にすべての校舎が出

来上り、2月24日、「仮校光永寺ヨリ新校へ転移」⁹⁾したのであった。附属小学校は、明治8年8月30日、生徒を募集し¹⁰⁾、初めは、「仮リニ附属小学ヲ校内ニ設ケ」¹¹⁾ていたのであるが、11月12日、附属小学校用地と建物が長崎県より長崎師範学校へ分与された。

「第五百六号

肥前国彼杵郡長崎西濱町四百拾四番地

一、宅地千三百六拾九坪四合

一、建家五百三拾坪九合五勺

此代金千貳百三拾四円九拾三銭五厘

右ハ貴校附属小学校地トシテ地所ハ無代建家ハ書面ノ代価ヲ以テ御引渡可申旨今般内務省ヨリ指令相成候就テハ地券御渡可申候條明後十二日午前十時前書代金所持属官一名御差出相成度此段及御掛合候也

明治八年十一月十日

長崎県

長崎師範学校御中

」¹²⁾

翌明治9年2月には、「附属小学校新築功ヲ竣リ開業式ヲ行」¹³⁾ったのである。これで、長崎師範学校は、教員養成機関としての施設および設備をほぼ完備したのである。

ダビッド・モルレーによると、「其首タル教員ハ即チ東京師範学校ノ卒業生ナリ」¹⁴⁾と報告しているとおりに、長崎師範学校の教員の中心となった者は、他の官立師範学校と同じく、東京師範学校卒業生であった。東京師範学校第一回、第二回卒業生21名の就職先の報告によると、長崎師範学校にはつぎの者が派遣されている。この卒業生が、教員

山口県士族 弘中 格

三重県士族 椿 葵一郎¹⁵⁾

の中心となったのであるが、教員数は、表(1)

表(1) 教職員の変遷

年	明治	8	9	10	11
	7				
校長	1	1	1	1	1
教員	8	7	10	8	9
事務吏員	6	6	4	8	8
諸備	7	3			
計	22	17	15	17	18

注) ①文部省第2～6年報より作成。

②明治10年、教員8人の中、4人は雇教員。

③明治11年、教員9人の中、6人は雇教員。

のとおりである。明治8年8月、長崎師範学校に入学し、明治10年4月11日、同校を卒業した中垣安太郎の伝記の中に、在学中の教官について、つぎのように報告した記事がある。

「君在学時代の校長は慶応義塾出身の小川駒橋氏で、教頭には澤井益次郎氏あり、漢文擔任の有井範平氏と共に篤学の人であった。澤井氏の後を襲いで教頭となった江木千之氏の如き、後年頭要の地位に就かれたのは餘りにも周知のことである。」¹⁶⁾

(三) 生徒募集と入学者

初代校長渡部温が着任し、仮校務取扱所が決まり、教則が制定されると、長崎師範学校は、生徒募集を行なった。長崎県の場合をみてみよう。先ず、長崎師範学校校長渡部温は、明治7年5月23日、長崎県令参事あて、『生徒募集之告諭』を添えて、つぎのような依頼をした¹⁷⁾。

「去ル四月十四日文部省本年第十五号布達ヲ以当師範学校生徒入学志願之者来ル六月卅日ヲ限り当校エ可申出旨一般エ布告相成居候得共或ハ当校設立之旨趣且又試験之難易等了解不致ヨリ自然踰踏入学之期ヲ誤リ候様之者可有之哉モ難計掛念候ニ付尚又今般当校限り別冊之通右設立之旨趣ヲ摘録シ兼テ試験専目ヲ掲載致シ第五大学区内之各県エ頒布致シ度存候條乍御手数其管下一般エ別冊告諭之旨趣不洩様御説諭相成度且入学志願之者エハ前書第八号之布達通難形之添書御付授相成日限不遅様御差向ケ有之度此段御依頼申進候也

明治七年五月廿三日

長崎師範学校長 渡部 温

実印

長崎県令参事御中

「 生徒募集之告諭

国之貧富強弱ハ人民之賢愚ニ因ル人民ノ賢愚ハ学ト不学トニ由ル学ト不学トハ学校之有ト無トニ関ス然レモ学校之設普クシテ尚賢良才能ノ士ノ輩出セサルガ如キハ学ノ其実ヲ欠キ教ノ其宜ヲ得サルトニ由ルナリ是ニ於テ今般各大学区ニ師範学校之設ケアリテ生徒ヲシテ実学ニ就カシメ之ニ教授ノ良法ヲ学ハシメ以テ後日少年之教員ニ充テ邊隅僻閭マテモ教育ヲシテ治カラサルナカラシメントセラル夫レ教育如此ニ治ク一般之人民才能ヲ長シ齊ク知識ヲ開クニ至テハ国家之富強盛シテ待ツヘシ苟モ 皇国ニ生レ報国之志アル者安ソ努力セサルベケンヤ今日師範学校之生徒トナル者ハ其任重クシテ国家ニ関スルヲ夫レ如此シ斗筭ノ輩モ之ヲ知ラハ猶奮激ス

ヘシ況ヤ志アル者ヲヤ身ヲ殺シテ仁ヲ成スハ志士之常焉ソ一時之勞苦ヲ厭テ国家ニ報スル洪業ヲ忽ニスヘケンヤ從來姑息偷安之徒ハ事ノ善ナルヲ知レモ敢為ノ勇ナク義ヲ見テ進退スル能ハス碌々トシテ以テ終ル是豈人ノ本分ナランヤ五十年ノ人世早ク目途ヲ定メスンハ何レノ日カ国ニ報スルヲ得ン然リ而シテ今日ノ最モ急トスル所ノ者ハ人民ノ教育ニアリ且我レ事ヲ為シテ欧米諸国ニ遜ルタル所ノ者ハ畢竟人民之学ナキニ由ル知識ノ乏キモ之ニ由ル貧窶ナルモ之ニ由ル物産ノ興ラサルモ之ニ由ル商業之振サルモ之ニ由ル国家歳入ノ多カラサルモ之ニ由ル民選議院ヲ建ル能サルモ亦之ニ由ル百事之ニ由サルハ莫シ今日教育ノ急ナル夫レ如此然リ而ノ後來其實ニ当ルベキ者ハ師範学校ノ生徒ナラズヤ苟モ和漢ノ書籍ヲ読得タル有志之者ハ宜シク奮テ入校シ成業之上ハ教師ノ任ヲ負テ少年ヲ教育シ国家ノ為メニ才備ノ士ヲ甄陶セスンハアルベカラス依テ入校試験ノ方法ト其成業ノ目的トヲ示ス

「左ノ如シ
和漢通例ノ書ヲ讀ミ其事ヲ知りタル者ヲ要ス故ニ左ノ書ニ就テ試験スベシ

日本外史 十八史略

博物新編

右講義

八大家文

右餘力講義

作文 漢文和文勝手タルベシ

算術 加減乗除

但算術ヲ心得サルモノハ別段算術ハ試験ス

一、年齢ハ二十歳ヨリ卅五歳タルヘシ

一、種痘或ハ天然痘ヲ経シモノ

一、身体虚弱ナラサルモノ

右登第之者ハ官費ヲ支給シ修業年限ヲ二年ト定メ成業ノ上ハ免状ヲ與ヘ教師ニ任ジテ派出スル

「本省布達ノ通タルベシ
但学業優長ノ者ハ二年ヲ待タス速ニ派出スヘシ

明治七年五月

長崎師範学校

「 これを受けて、長崎県令宮川房之は、明治7年5月26日、県下の各大区の区戸長および学区取締へ、つぎのような布達をした。

「 各大区

区戸長 江

学区取締

先般相違候通第五大学区長崎県工部省ヨリ師範学校設立相成生徒募集之告諭別紙之通掛合相

成候ニ付此段各区無遺漏申諭有志之者ハ期限前
出願致候様可取斗候此段相違候事

明治七年五月二十六日

長崎県令官川房之 』¹⁷⁾

長崎師範学校生徒募集の告諭書は、明治政府の課題とした富国強兵を達成するために教育が重要であることを強調し、さらに、その教育を普及するために師範学校が重要であることを主張している。したがって、和漢の書籍を読み得る者は、ふるって、応募するよう求めている。そして、試験科目、年令条件(20才~35才)、身体条件を掲げ、入学試験に合格した者には、官給を支給し、修業年限を2年とする旨を布達している。

明治7年6月30日を締切日としたが、定員100人に対し、70名の応募しかなく、その応募者に対して、7月2日から9日にかけて、入学試験が実施された¹⁸⁾。そして、明治7年7月10日に、第一回入学生として、37名¹⁹⁾が許可された¹⁹⁾。その後、7月21日、2名、7月28日、2名、8月15日、3名、8月19日、2名、9月2日、1名、の入学を許可している¹⁹⁾。これから判断すると、応募者があると入学試験を実施し、入学を許可していたものと推察される。

明治7年11月2日には、「告文ヲ第五大区ノ各県ニ傳ヘテ八年一月三十一日ヲ期シ生徒七十名ヲ募ル」¹⁹⁾とあるように、第二回の本格的な生徒募集が行なわれている。その生徒募集要項は¹⁹⁾、つぎの通りであった。

「 生 徒 募 集

今般学校ニ於テ生徒欠具有之学業試験之上更ニ七十名入学差許候條入学志願之者ハ左之通相心得管轄庁ノ保證状申受候而別帯雛形之履歷書持参来ル八年一月廿日ヨリ同月三十一日ヲ限り当校エ可願出候事

明治7年11月 長崎師範学校

一、生徒ハ和漢之書ニ概通セシ者ニノ年齢廿歳以上三十五歳以下タルベシ

一、體質壯健ニモ已ニ種痘或ハ天然痘ヲセシ者ナルベシ

一、及第入学ノ者ハ学資トシテ一ヶ月金八円ヲ給スヘシ

一、成業期限ハ通常二ケ年ト定メ成業之上ハ(一等・二等)ノ免状ヲ與ヘ各地ニ派出シ小学教師ニ任スルヲ文部省規則之通タルベシ

一、成業ノ上奉事ノ年限ハ三ケ年タル可シ

入学之節試験法

一、日本書記 元明史略 瀛環誌略 格物入門 右講義

- 一、作文 問題ニ依テ漢文或ハ和文ヲ綴ラシム
- 一、算術 和洋ニ拘ラス粗算術ヲ学ビタル者
- 一、履歷 訊問
- 一、體質 検査

以上

履歷書(用紙美濃
紙ニツ折)

生所府何大区何小区何郡何町何村 何府属族平民
誰子弟

姓 名

何年何ヶ月

年月日何所誰ニ就キ何学修業算術和算洋算何々修業及ビ出處進退賞罰等ニ関スルノ履歷詳細ニ記載スベシ」

第一回の生徒募集要項と第二回のそれと異なるところは、前者において、「但算術ヲ心得サルモノハ別段算術ハ試ミス」とあったのが、後者においては、「和洋ニ拘ラス粗算術ヲ学ビタル者」となり、算術が必須となっている点である。これは算術の試験をしなくて入学させると、入学後、大変困るからであろう。というのは、第二回生徒募集中の明治7年12月の定期試験で、「落第生及ヒ醜疾生等十七名ニ退学ヲ命ス」¹⁹⁾という記録がある。

第二回の入学試験は、明治8年2月4日から14日まで実施され、翌15日に、55名の者が入学許可された¹⁹⁾。その後、明治8年9月に、37人の入学を許可し¹⁹⁾、明治8年12月9日には、「第五大区長崎師範学校ニ於テ小学師範生徒七十名ヲ限り入学ヲ許ス志願ノ者ハ本年文部省第五号及第七号布達ニ昭準シ明治九年一月廿日迄ニ同校ヘ可申出旨」²⁰⁾を指令し、明治9年2月に、「生徒七十名ヲ募リ之ヲ入校セシ」¹⁹⁾めた。この生徒募集において注目すべきことは、入学年令を「十八年以上三十五年以下」としたこと、学資を「一ヶ月八円以下六円以上」と低くしたことである²⁰⁾。明治9年2月につづいて、明治9年10月に、25名²¹⁾、明治10年2月に、30名²²⁾、明治10年9月、20名の入学を許可している²³⁾。明治7年から11年までの生徒数は、表(2)のとおりである。

官立長崎師範学校入学者の前歴を二人の人物を通して見てみよう。小倉県出身で第一回の入学者であり、第一回の卒業生の中で最年長であった杉山貞の略歴はつぎのとおりである。

「天保十四年八月豊前国企救郡横代村に生る。

・安政元年正月より全五年四月迄四年四ヶ月間小倉倉橋源兵衛に從ひ習字漢学等修業。

表(2) 生徒数の変遷

明治 7	8	9	10	11
33	76	109	90	42

注) 文部省第2～6年報より作成。

- ・安政五年四月より慶応二年四月迄八ヶ年間小倉丸山集之助青柳左金次等に従ひ武術を学び傍ら漢書研究。
- ・慶応二年五月より同三年四月迄一ヶ年間戦役に従事す。
- ・慶応三年五月より明治五年五月迄京都郡稗田村村上佛山に従ひ漢学修業。
- ・明治六年一月より同年十二月迄企教郡下曾根村小学校教員拝命。
- ・明治七年一月より六月まで、横代村で兄の加勢。²⁴⁾

つぎに、福岡県出身で、明治8年8月に入学し、明治10年4月11日卒業した中垣安太郎の場合をみてみよう。

「安政五年一月二日 誕生

- ・明治元年(十一歳)山本郡豊村村和田順平氏に就き漢学修業。
- ・明治三年(十三歳)久留米城内高橋篤次氏に就き漢学修業。
- ・明治七年(十七歳)一月 久留米明善塾予科に入学普通科修業。同時に久留米庄島町三原得次郎氏に就き漢学研究。

二人の共通する点は、官立長崎師範学校入学前に、かなり、漢学塾で修業していることである。これに対し、二人の異なる点は、前者は、漢学の素養しかなかったのに対し、後者は、算術などの普通学科を学んでいることである。

(四) 教 則

官立長崎師範学校発足にあたって、「明治七年五月教則ヲ制定ス同六月本校諸規則ヲ構成シテ教則ヲ合併ス其目ヲ掲ケルヲ左ノ如シ²⁵⁾とあるように、明治7年5月8日に、教則、翌6月には、それを含めた諸規則が定められた。その諸規則というのは、入学規則、教則、定期試業規則、寄宿舎規則、年中休業日、書式、告諭、校内掲示、教員詰所掲示、教場掲示、寄宿舎内禁令、罰則を指しているが、それらの中、入学規則と定期試業規則以外、未見である。しかし、ダビッド・モルレーは、その申報の中で、「本校ハ東京師範学校ヲ模倣シタルモノニシテ²⁶⁾とか、「此校開業ノ時

入校ヲ許シタル生徒ハ文部省発告ノ方法ニ倣ヒ各自ノ学力ニ応シテ之ヲ三等ニ分チ²⁷⁾と、報告しているのをみると、官立東京師範学校の諸規則にならって、諸規則を制定したものと思われる。

『定期試業規則』²⁸⁾などから推察すると、修業年限は、2カ年で、それを4級に分け、教科は、授業法、作文、数学、画学、習字、体操、諸科などが教えられた。その中でも、授業法が重視され、「第四級第三級ハ仮リニ本校生徒ヲ小学生ト為シ之ヲ教授セシメ第二級第一級ハ之ヲ附属小学ノ實際ニ試ミ²⁹⁾ることとされていたと思われる。

第一回の定期試業が、「十二月二日ヨリ第一学期第四級ノ試業ヲ開キ十二日ニ至ル³⁰⁾とあるように、明治7年12月2日より12日にかけて実施され、その結果が、16日に発表され、「落第生及ヒ醜疾生等十七名ニ退学ヲ命ス茲ニ至リ生徒現在スル者三十三名³¹⁾となった。そして、残った33人も、すべて進級したのではなく、第4級に止った者、14人、第3級に進級した者、19人であった³²⁾。明治8年中の生徒進退数をみると、入学生92人、卒業生19人、退校23人(内病気20人落第3人)、病死6人で、かなりの退学者がいる³³⁾。

明治8年12月10日、「臨時試業ヲ為シ十九名ノ生徒ニ卒業ノ證書ヲ附與³⁴⁾し、第一回の卒業生を出したが、その同じ月に、長崎師範学校の教則の改正が行なわれた。

この教則で注目すべき点は、「本校ハ小学訓導タルヘキ人ヲ薰陶養成スル所ナレハ音ニ文書数学等ヲ教ユルノミニ非ス又其品行ヲ正フシ児童ヲ教育スルノ道ヲ学ハシムルヲ以テ旨トス³⁵⁾と、長崎師範学校設立目的を明確にしたことである。その外、生徒入学年齢を18才から30才までとしたこと、生徒募集時期を毎年2度で、定期試業の後を原則としたこと、定員を100名から150名に増員したことなど改正したところがあるが³⁶⁾、さらに注目すべき点は、試験生制度を設けたことである。つまり、「入学ノ試験ヲ受ケ落第スル者ト雖モ猶学業進歩スヘシト認ムル者ハ詮議ノ上試験生トシテ入学ヲ許スヲアルヘシ³⁷⁾とし、その試験生に、一ヶ月金4円の給費を与えることとした³⁸⁾。そして試験生として入学した者は、「毎月小試験ヲ為シ其学力ノ進ムニ從ヒ本生徒ト為ト雖モ六ヶ月ヲ経テ成業ノ見込ナキハ退校ヲ命ス³⁹⁾ることとした⁴⁰⁾。この試験生制度は、明治19年の師範学校令において導入された仮入学生制度と異なり、生徒確保のための苦肉の策であったものと思われる。試験生は、明治9年、4人、明治11年、

20人、在学していた²⁹⁾。

本入学すると、修業年限2カ年で、それは、4級に分けられ、第4級、6円、第3級、7円、第2級および第1級、8円の給費が、毎月、与えられることとなった。学年は、9月1日から翌年の7月15日までで、9月1日より翌年の2月14日までを前学期、2月15日から7月15日までを後学期とした。休日は、紀元節、天長節、日曜日、土曜日半日、夏期（7月16日～8月31日）、冬期（12月25日～翌年1月3日）とした²⁹⁾。

教授される教科と教科書は、つぎのとおりである。

「第一期第四級

- 一数学 加減乗除ヨリ諸比列ニ至ル
- 一物理学 物理階梯（片山淳吉訳）
格物入学（力論）
- 一書学 書線
- 一修身学 修身論（阿部素造訳）
- 一史学 皇朝史略
十八史略
- 一地学 輿地誌略巻之一（内田正雄纂輯）
兵要日本地理小誌（陸軍省兵学寮編輯）
- 一文学 公私用文
- 一授業法 下等小学

第二期第三級

- 一数学 開平開立 代数学
- 一物理学 格物入門（水論 氣論 音論
熱論 光論）
- 一経済学 英氏経済論（小幡篤次郎訳）
- 一書学 写生
- 一文学 詞八衢（本居春庭著）
- 一史学 皇朝史略
元明史略
- 一独見書 統国史略
西史綱紀（堀越愛国訳）
輿地誌略（亞細亞之部）
歐羅巴之部）
百科全書教導説
- 一授業法 上等小学

第三期第二級

- 一数学 代数学（二次方程式ニ至ル）
- 一物理学 格物入門（電磁天文之部）
- 一化学 百科全書（化学編）
- 一博物学 初学須知（田中耕造訳）
- 一記簿法 帳合法（福沢諭吉訳）
- 一文学 仮名交り作文
- 一独見書 統々国史略
泰西史鑑（西村茂樹訳）

輿地誌略（歐羅巴之部）
亞非利加之部）

一授業法上等小学（時宜ニヨリ實際授業ヲ為）
サシムル事モアルヘシ）

第四期第一級

- 一数学 幾何初歩（当校ニテ翻訳）
ノ儘之ヲ用ユ）
- 一生理学 初学人身窮理（松山棟庵訳）
- 一地理学 輿地誌略（亞米利加之部）
大洋洲之部）
- 一史学 合衆国小史（桑田親五訳）
萬国新史（箕作麟祥訳）
ベエジ教育論（当校ニテ翻訳）
ノ儘之ヲ用ユ）

以上凡テ独見質問スヘシ

附属小学生徒ヲ教授セシム

各級試問体操

第一二三級ハ毎土曜日ノ夕ニ演説会ヲ為サシム

右ノ如ク定ムト雖モ猶良書ノ出ルニ從ヒ用書ヲ改ムルヲアルヘシ²⁸⁾

以上のように、学科課程が定められ、これに基づいて教授されたのであるが、「毎歳春秋定期試験ヲナシ其学力ニ從ヒ進退ス」²⁹⁾ることとなっていた。

明治8年12月の長崎師範学校規則は、明治9年6月、改正された³⁰⁾。大巾な改正がなされたのではないが、前者と後者の異なる点は、つぎの点である。

一つは、入学年令が、18歳以上25歳以下となったことである。これは、高年齢の者を入学させると、入学後の学力の進歩が遅いからであろう。

二つは、以前と同じように、試験生制度を設けているけれども、以前の試験生制度と異なることである。すなわち、以前は、入学試験に落第したけれども、将来、学業進歩の望ある者を試験生とするというのであったけれども、改正では、入学試験に合格した者を「試験生トナシ当分仮り入学ヲ許シ」、2～3カ月の観察の後、本入学を許すという制度を採用したことである³⁰⁾。つまり、改正後の試験生制度は、明治19年の師範学校令以降採用された仮入学制度にかなり近いものであると思われる。

三つは、学資が二等に分けられ、試験生4円、その他の者6円となり、次第に、以前より、少なくなっていることである³⁰⁾。

四つは、学科課程の教科はほとんど変化がないけれども、使用される教科書に移動があり、教職科用として、学校通論が教えられるようになっていくことである³⁰⁾。

(五) 寄 宿 舎

最初、光永寺を仮寄宿舎とし、入学者は、そこに入寮させ、長崎師範学校の新築が決まると、一時、語学校の寄宿舎に生徒を移したけれども、明治8年1月10日、新しい寄宿舎が竣工し、生徒はそこに入舎したのである。寄宿舎に関する規則の最初のものは、明治7年6月に制定された『寄宿舎規則』と『寄宿舎内禁令』であるけれども、その詳細は分らない。明治8年12月の長崎師範学校規則制定においては、『舎則』(19条)と『寄宿舎内禁令』(14項)も制定された。

『舎則』によると、入学者は、全員、入舎することを原則とし、生徒は、「總テ監事ノ指示ニ従」って、「校内内外共堅ク舎則ヲ守リ言行ヲ慎ミ互ニ信義ヲ以テ相交ル」ことを義務づけられていた。「早起就寝三食外出等ノ時刻ハ日ノ長短ニ随テ監事ヨリ時々告知スヘシ其制限ヲ誤ルヘカラス」とされ、室内をはじめ、身廻りを清潔にすることや、病気になったときおよび外出時の注意、小使を使用する時の注意などを規定している。『寄宿舎内禁令』においては、外泊、茶水菓子類以外の飲食物の室内での飲食、金銭衣服の貸借、器物の無断使用および破損、廊下の疾走、その他の禁止事項を掲げている。明治9年6月改正の長崎師範学校々則においても、『舎則』(18条)、『寄宿舎内禁令』(14項)が定められたけれども、その内容は、明治8年12月のそれらと変わらない。それどころか、同じである。

『舎則』および『寄宿舎内禁令』から判断すると、官立長崎師範学校の寄宿舎は、全員、入舎させ、生徒の経済的負担を軽くすることと共に、「其品行ヲ正ク」させることをねらったものと思われる。しかし、明治19年の師範学校令以降、全寮制をとり、寄宿舎教育を通して、師範タイプの教師を育成しようとしたように、寄宿舎は、積極的な意味をもたなかったのである。

(六) 附 属 小 学 校

ダビッド・モルレーは、1875年2月19日の申報の中で、長崎師範学校について、「本校實際ノ景況ハ今回ニ至ルマテ曾テ循序ヲ誤マルヲナシト雖独未タ附属小学アラサルヲ以テ其闕典トス蓋附属小学ハ東京師範学校ニ於テ既ニ必要ト見做セルカ如ク本校ニ於テモ亦必要ナリス是レ其特ニ教員ノ熟練ヲ得ルニ益アルノミナラズ近傍学校ノ成規及授業方法ノ模範トナレバナリ」³²¹⁾と、附属小学校がないのが欠点であると、指摘している。そ

して、長崎師範学校も、その必要性を認めているが、附属小学校生徒の募集を行なったのは、明治8年8月30日であった¹⁰⁾。しかし、応募者が、「仮附属小学校生徒人員未滿ニ付更ニ五拾名入学差許候条」¹⁰⁾という理由で、明治8年10月15日、再募集したが、更に、「同校之都合」で、募集期限を10月25日から11月15日までに延期したのであった。そういう中で、明治8年11月12日、附属小学校の土地と建物が決まったのである¹²⁾。そして、増築されて、明治9年2月、「附属小学校新築功ヲ竣リ開業式ヲ行フ」¹³⁾のであった。附属小学校の生徒数は、明治8年、50人¹¹⁾、明治9年、221人¹³⁾、明治10年、220人(男156人、女64人)であった³²²⁾。この附属小学校で、最上級生の第一級生は、「附属小学生徒ヲ教授」¹²⁹⁾したのである。

(七) 卒 業 生

卒業生派遣の目途がついた長崎師範学校は、明治8年10月30日、九州各県へ、つぎのような卒業生照会を行なった。

「本校生徒来ル十二月中予メ卒業ノ者二十名程有之見込ニ付公私学校エ便宜ヲ以テ小学訓導ニ採用被成度候ハ、人員及給料等細詳御取調当校エ御照会之度此段申進候也

明治8年10月30日 長崎師範学校
三瀨県御中」³²³⁾

卒業試験は、明治8年12月11日から17日まで実施され³⁴⁾、12月20日、19名の者が卒業証書を与えられた。それが、長崎師範学校の第一回卒業生である。ついで明治9年7月、17名、明治9年12月、7名、明治10年4月、18名、明治10年12月、29名、明治11年2月、35名の卒業生を出している³⁵⁾。

これらの卒業生を分類すると、表(3)のとおりである。この表(3)から言えることは、卒業生の大部分は、九州出身であることである。その中でも、長崎県と福岡県が、圧倒的に多い。このことから、長崎師範学校は、九州の教育界へ人材を送り出すことに役立ったものと思われる。ただし、この外注目すべきことは、九州以外の県、特に、山口県出身の卒業生もいることである。これは、長崎師範学校が、九州出身の者だけの入学を認めていたのではないことを意味しているのである。

卒業生の年齢をみると、表(4)のとおりである。明治9年7月以前の卒業生とそれ以後の卒業生の年齢を比較すると、以前の場合は、25才以

表(3) 県別卒業生数

卒業年			明 治					計	
			8年12月	9年7月	9年12月	10年4月	10年12月		11年2月
県 名									
長 崎 県			7	7	2	3	11	11	41
佐 賀 県			4						4
福 岡 県			1	2	3	9	14	12	41
小 倉 県			3						3
三 瀧 県			1	5					6
熊 本 県				1		2	2	2	7
白 川 県			2						2
大 分 県			1		2		1	5	9
宮 崎 県				1					1
鹿 児 島 県						2	1	1	4
そ の 他				1(岐阜)		2(山口) 2(高知)		4(山口3) 1(愛媛1)	7
計			19	17	7	18	29	35	125

注) ①『文部省報告』により作成。

②小倉県は、明治9年4月18日、三瀧県は、明治9年8月21日、福岡県に統合。

③白川県は、明治9年2月22日、熊本県となる。

④佐賀県は、明治9年4月18日、三瀧県へ、同5月24日、肥前国を長崎県へ統合。

⑤宮崎県は、明治9年8月21日、鹿児島県に統合。

⑥『文部省年報』によると、明治11年2月の卒業生数は、64名とある。そうなると、全卒業生数は、154名である。

表(4) 年齢別卒業生数

卒業年		明 治					計	
		8年12月	9年7月	9年12月	10年4月	10年12月		11年2月
年 齢								
19 才					3	4	10	17
20 "					6	10	12	28
21 "		6	8		2	4	3	23
22 "		2	3	7	4	4	5	25
23 "		3	1				2	6
24 "		3	1		1	2	1	8
25 "		1				2	1	4
25 " ~		4	4		2	3	1	14

注)『文部省報告』により作成。

上という者が、かなりいる。しかし、以後になると、25才以上の者もいるけれども、19才から22才の者が大部分を占めている。これは、年齢の高い者を入学させても、学力の進歩が遅いので、入学年齢を下げたからであろう。

卒業生は、3年の奉事義務が課せられ、「卒業前ニ於テ予メ人員ヲ広告シ各地方ニ採用ノ有無ヲ照会シテ本人ヘ協議スヘシ且本校ノ紹介ヲ待タスシテ各自ニ約束スルハ業ヨリ自由タルヘシ」²⁸⁾と定められていた。つまり、奉事年限は課せられているけれども、長崎師範学校および文部省の指定

したところに就職する必要はなく、就職先は、自分で、自由に決めることが出来たのである。例えば、長崎師範学校第1回(明治8年12月)卒業生の小倉県出身の杉山貞は、はじめ鹿児島県に月給30円で採用されることになっていただけれども、その後、小倉県から18円で採用したい旨の要望があり、結局、月給20円で、郷里の小倉県に採用されている³⁴⁾。卒業生の月給と旅費は、基準が定められているけれども、杉山貞の月給は、基準よりも、かなりの高額であった。これは、杉山貞が、卒業生の中で一番高齢であったからであり、

また入学前に小学教員を経験しており、さらに、長崎師範学校卒業生が、かなり貴重であったことを意味しているのであろう³⁹⁾。

明治10年4月卒業し、福岡県教育界の大立物となった中垣安太郎の伝記によると、長崎師範学校の福岡県出身の卒業生の活躍をつぎのように報告している。

「当時九州に於ける唯一の官立学校として、青年学徒羨望的であり、又登龍門ともなっているたのである。言ふまでもなく、師範学校は教員養成の学校ではあるが、卒業生中には随分各方面に進出して頭角を現はしたのも少くなかった。第一回に小倉高等女学校長杉山貞・大阪控訴院検事長藤堂融、第二回に宗像郡長岡村雪三郎、第三回に浮羽高等女学校長坂田傳蔵、第四回即ち君と同期には久留米高等女学校長細見保、久留米高等小学校長宇高宣光・文部属後藤謙次郎、第五回には日本共立火災保険会社福岡出張所長津田利夫・浮羽郡視学長澤禎太郎、第六回には数学大家長澤龜之助・糟屋郡視学明石勤等の諸氏がある。」⁴⁰⁾

福岡県出身者は、卒業後、教育界をはじめ、各界で活躍しているけれども、活躍は、福岡県出身者だけではない³⁹⁾。

(八) 廃 校

明治6年になると、官立師範学校ばかりでなく、各府県では、小学校教員養成機関を設立するようになった。その小学校教員養成機関も、明治9年になると、あらゆる面で整備され、各大学の本部に設立された官立師範学校と余り差がないものとなってきた。

府県の小学校教員養成機関が、次第に整備されてくると、官立師範学校に与えられていた諸特典も、官立師範学校だけのものではなくともとも、失われてくるのであった³⁸⁾。

そういう中で、明治10年1月、民力窮乏を救うために、地租改正が実施され、地租3分のものが2分5厘に軽減されたため、国庫の収入が減じた。それと同時に、文部省の経費も、前年度より50万円減じ、170万円から120万円となった。したがって、明治10年1月、文部大輔田中不二麿は、『当省直轄学校廃止之儀伺』³⁹⁾を太政大臣三條実美あてに提出し、「当省経費金之儀本年七月ヨリ来明治十一年六月迄百貳拾萬圓ニ被定候ニ付テハ各費項支出之目的ヲ縮小シ彼ヲ省キ此ヲ節シ百万思慮ヲ廻シ痛改嚴革ヲ加ヘ候得共到底減費五拾萬余之額ニ充ルニ至ラズ仍テ萬不得止之策ニ出

テ」で、東京女学校をはじめ、愛知・広島・長崎・新潟・宮城の英語学校、愛知・広島・新潟の師範学校、計9つの官立師範学校の廃校を伺い、2月1日に、それが認められ、文部省は、明治10年2月19日の布達第1号で、官立愛知・広島・新潟師範学校の廃校を布達したのであった⁴⁰⁾。

同月、文部省は、「自今公立師範学校補助金トシテ一箇年金五萬圓ノ割ヲ以テ本年二月ヨリ配付」⁴⁰⁾することと、「教員養成ノ事業ハ漸次各地方公立師範学校ニ寄任スヘキ」⁴⁰⁾ことを各府県に布達した。教員養成の事業を府県の教員養成機関へ委任することを決定した文部省は、「目今授業上器械使用ヲ要スルノ機ハ臨候処資本置乏ニシテ器械等購求ノ余力無之モノ許多ニシテ之カ為メ授業方法等充分」でないので、「従前文部省江備置有之候物理器械一組ツツ地方官江付托シ各府県公立師範学校江交付」を太政官へ伺い、明治11年1月29日充可を受けた⁴¹⁾。文部省は、充可を受けて、2月13日、「其^府公立師範学校補助之為物理器械壹組別紙目録之通交付候事」と布達し、物理論、稲水論、氣論、熱論、電気論、磁石論、音論、視論に関係する器械を府県の公立師範学校へ交付したのである⁴²⁾。

このように、文部省は、公立師範学校の整備充実を図る路線をすすめてきて、明治11年1月19日、「各地方公立師範学校漸次整頓ニ赴キ教員養成ノ途相立候ニ付テハ文部省所轄官立師範学校ハ特ニ一校ヲ東京ニ存置シ其標本ヲ示スノミニ止メ其余大坂長崎宮城ノ三校ハ当第一学期^{二月十日}限リ廃止致度此旨至急相伺候也」という伺文を太政大臣三條実美に提出し、その充可を2月5日受けた⁴³⁾。そして、文部省は、翌日の明治11年2月6日、「文部省所轄第三大学区大坂師範学校第五大学区长崎師範学校第七大学区宮城師範学校当第二学期^{二月十日}限リ廃止候條此旨布達候事」と、大坂、長崎、宮城師範学校の廃止を布達した⁴³⁾。これで、小学校教員養成の事業は、官立師範学校から公立師範学校へ、完全に移行したのである。しかし、これは、明治5年7月の学制原案の『定額金伺』⁶⁾の中に、「一、三万円師表学校三ヶ所營繕但此師表学校ハ数年ノ後廃止スルヲ以テ一時ノ入費トス」と明示されているのをみると、文部省の予定の行動であったとも、推察される。

長崎師範学校などの廃校を決めた文部省は、廃校の充可を受けた2月5日に、「今回経伺之通文部省所轄大坂長崎宮城ノ三師範学校廃止候ニ付テハ該地方公立師範学校ニ於テハ一層ノ整備ヲ要シ候間保護ノ為廢校ノ建物及書籍器械等該地方へ交

付候様致度候條至急御裁可相成度候也」という伺を太政大臣三條実美に提出し、明治11年2月19日に、その許可を受けたのである⁴¹⁾。

『旧長崎師範学校地所建物目録』によると、地坪2,343坪7合6勺、建坪589坪余、附属小学校建坪415坪2合1勺8才、その他書籍器械は、教場用器械670箇、書籍48,983冊(教科書27,881冊、小学校用書10,499冊、参考書9,907冊、洋書696冊)であった²³⁾。『文部省年報』の長崎県年報によると、「官立師範学校廢セラレ其建物書器等本県ニ交付セラルはヲ以テ教員陶冶ノ法稍々具備スルニ至レリ」⁴⁴⁾となった。附属小学校は、明治11年3月、「崎陽師範学校第二附属小学ト」となった。

(九) お わ り に

官立長崎師範学校は、明治7年2月3日、設立が決定し、明治11年2月19日、廃校となり、満4年間、設置されていた。その間の卒業生は、125名(文部省年報によると、154名)である。そして、その9割以上の卒業後の動向が今のところつかむことが出来ないけれども、福岡県と長崎県の事例をみると、同じ官立師範学校でありながら、

東京師範学校と異なり、長崎師範学校の卒業生は、小学校教員養成機関の教師となるものは少なく、現場の小学校教員となるものが多かった。そして、それぞれの県の教育界で、校長となったり、小学督業となったり、県視学となったり、指導的な地位にあった。九州地方の明治期の近代日本教育発足過程において、卒業生は、指導的な立場にあり、教育の普及に貢献したものと思われる。そのことを断言するには、卒業生ひとりひとりの動向を詳しく調べる必要があるけれども、そのことが推察される。

第二、官立長崎師範学校は、九州地方の小学校教員養成機関のモデルとなったものと思われる。例えば、三潴県の久留米および柳川小学校教師伝習学校が開設されたとき、「校則教則ハ直ニ官立師範学校ニ準シ」とあるけれども、校則教則を検討してみると、官立長崎師範学校のそれを参考にしているのである。官立長崎師範学校と九州地方の他の小学校教員養成機関との関係をもう少し詳しく調べる必要があるけれども、官立長崎師範学校は、九州地方の小学校教員養成の発足過程において、モデルとなったものと推察される。

官立長崎師範学校のが国教育史上の意義は、以上の二点であると思われる。

(註)

- 1) 拙稿「明治初期教員養成制度の一考察」『広島大学教育学部紀要』第1部第17号 1968年 1～2頁。
- 2) 同上 2～3頁。
- 3) 同上 3～4頁。
- 4) 『文部省第一年報』150丁。
- 5) 『含要類算』卷之卅五(東京大学所蔵)。
- 6) 『大隈文書』「定額金伺」A1474。
- 7) 『公文録』文部省之部 全 明治7年2月。
- 8) 『文部省第二年報附録』「長崎師範学校年報」380丁。
- 9) 『文部省第三年報附録第一』「長崎師範学校年報」518丁。
- 10) 『管内布達』明治8年6月～12月 長崎県第五課。
- 11) 『文部省第三年報附録第一』「長崎師範学校年報」519丁。
- 12) 長崎県教育会編『長崎県教育史』上巻 長崎県教育会 昭和17年2月1日 647頁。
- 13) 『文部省第四年報附録第一』「長崎師範学校年報」324丁。
- 14) 『文部省第二年報附録』「学監ダビッド、モルレー報」25丁。
- 15) 『文部省報告』第10号 明治7年7月7日発行。
- 16) 編輯兼発行人 小塩熊次郎『中垣安太郎先生』福岡県教育会 昭和16年4月30日 5頁。
- 17) 「二十二 長崎師範学校生徒募集之告諭布達」(明治7年5月26日)『管下布達書抜』(明治5年より明治7年まで) 長崎県第五課。
同じ資料が、つぎの史料の中にある。

- (イ) 「十三 師範学校ヨリ依頼ニ付生徒募集ノ布達」(明治7年5月26日)『管内布達控』(明治7年1月~12月) 長崎県学務係。
- (ロ) 長崎県教育会編『長崎県教育史』上巻 長崎県教育会 昭和17年2月1日 642~644頁。
大分県は、明治7年6月4日、長崎師範学校生徒募集の告諭を行なっている。その史料は、大分県教育百年史編集事務局編『大分県教育百年史』第三巻 大分県教育委員会 昭和51年11月30日 505~506頁にある。
- 18) 第一回入学の杉山貞の日記によると、「同十月入校許可辞令書下附入校スルヲ得ルモノ五十三人」(『日誌摘要秘書(上)』)とある。さらに、同じ日記によると、「七月一日立山仮師範校ニテ入校試験ヲ始ム」と明記され、「文部省年報」の記録と異なる。
- 19) 「四十四 長崎師範学校生徒召募云々達」(明治7年10月4日)『管内布達控』(明治7年1月~12月) 長崎県学務係。
同じ資料が、長崎県教育会編『長崎県教育史』上巻 長崎県教育会 昭和17年2月1日 645~646頁。
- 20) 大分県教育百年史編集事務局編『大分県教育百年史』第三巻 大分県教育委員会 昭和51年11月30日 507頁。
- 21) 『文部省第五年報附録第一』「長崎師範学校年報」403丁。
- 22) 『文部省報告』第47号 明治9年12月22日発行 1頁。
- 23) 『文部省第六年報附録』「長崎師範学校年報」324丁。
- 24) 杉山 貞『履歴書』。
- 25) 前掲書『中垣安太郎先生』137~138頁。
- 26) 『文部省第二年報附録』「長崎師範学校年報」381丁。
- 27) 同上書 382丁。
- 28) 『長崎師範学校規則』(明治8年12月)。
- 29) 文部省年報(長崎師範学校年報)による。
- 30) 『長崎師範学校々則』(明治9年6月改定)。
- 31) 前掲書「学監ダビッド・モルレー申報」25~26丁。
- 32) 『文部省第五年報附録第一』「長崎師範学校年報」404丁。
明治10年9月から明治11年2月までの附属小学校児童数は、つぎのとおりである。
- | 年 | 月 | 男 | 女 | 入校生 | 退校生 | 病死 |
|-------|----|-----|----|-----|-----|----|
| 明治10年 | 9 | 153 | 65 | 2 | 3 | 1 |
| | 10 | 151 | 65 | | 2 | |
| | 11 | 152 | 65 | 2 | 1 | |
| | 12 | 153 | 66 | 1 | | |
| 11年 | 1 | 154 | 65 | 1 | 1 | |
| | 2 | 154 | 65 | | | |
- 33) 福岡県教育百年史編さん委員会編『福岡県教育百年史』第一巻 資料編(明治I) 福岡県教育委員会 昭和52年3月1日 556頁。
- 34) 杉山 貞『日誌摘要秘書』(上)。
- 35) 『文部省第六年報附録』「長崎師範学校年報」(323丁)によると、明治11年2月の卒業生は64名である。『文部省報告』(明治11年第7号 1~3頁)は、35名であり、卒業生数が異なる。
- 36) 『官立師範学校卒業生の取扱について』(乙番外 明治8年7月5日)によると、月給は、3等に分けられ、上等12円、中等11円、下等10円と定められている。明治10年4月卒業の福岡県出身中垣安太郎(19歳9ヶ月)は、福岡県に就職し、その初任給は、12円であった。杉山貞よりかなり低い初任給であったが、これは、杉山は、卒業時、32歳4カ月と、かなり年をとっていたことにも、よるのであろう。
- 37) 明治8年12月の長崎師範学校第一回卒業生である長崎県出身近藤良蔵は、長崎県において明治17年7月、小学督業2名の中の1人に任命され、その後、明治30年に、地方視学2名の中の1人に任命されている。明治期の長崎県教育界の指導的立場にあった。

- 38) 前掲論文「明治初期教員養成制度の一考察」1～10頁。
- 39) 『公文録』文部省之部 全 明治十年自一月至三月。
- 40) 文部省教育調査部『師範教育関係法令の沿革』昭和13年3月 29頁。
- 41) 『公文録』文部省之部 全 明治十一年自一月至三月。
- 42) 文部省内教育史編纂会編修『明治以降教育制度発達史』第一巻 龍吟社 昭和13年7月1日 807～811頁。
- 43) 前掲書『師範教育関係法令の沿革』30頁。
- 44) 『文部省第六年報附録』「長崎県年報」234丁。
- 45) 長崎県第二部学務課『本県下教育沿革史』(二) 明治19年12月調。
- 46) 拙稿「福岡県教員養成史研究(一)」『福岡教育大学紀要』第25号第4分冊 昭和51年2月 47～48頁。